

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

税務署長 令和____年____月____日提出	申請者	住 所	〒		
		フリガナ		電 話	()
		氏 名			

〔租税特別措置法
震災特例法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の

特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 产 の 种 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 产 の 种 類		数 量	m ²
取 得 资 产 の 該 当 条 项	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の	第____号 第3号(23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (主たる事務所資産)	
取 得 価 額 の 見 積 額	円	第1号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号(中高層の耐火共同住宅)	
や む を 得 な い 事 情 の 詳 細		取得予定年月日 認定を受けようとする年月日	年 月 日

関与税理士

電話番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法^(注)第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

(注) 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の震災特例法を指します。以下同じです。

2 記載要領等

(1)

租税特別措置法
震災特例法

 欄については、該当する文字を○で囲みます。

(2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、租税特別措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、主たる事務所の所在地の移転を伴う買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内への移転を伴う買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内への移転を伴う買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

(注) 主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えは、譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得がその個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにその敷地の用に供される土地等の譲渡及び取得に該当するかどうかにより判定します。

また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

(注) 1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。

(4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。